

自動販売機の設置等に関する仕様書

1 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしているものとする。

- (1) 省電力やノンフロン対応など、環境に十分配慮したものであること。
- (2) 設置にあたっては、外形寸法を超えないものとし、必要な放熱スペースを確保したうえで、設置場所の状況に応じて適切な転倒防止対策を講じること。
※外形寸法には放熱余地を含む。
- (3) デザインは公序良俗に反しないものとし、著しく華美でないこと。
- (4) 自動販売機は、可能な限り電子マネー、交通系 IC カード、QRコード決済等のキャッシュレス決済に対応していること。
ただし、屋外設置又は施設の通信環境その他の事情により対応が困難な場合は、この限りではない。

2 自動販売機の設置条件

(1) 契約期間

契約期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

※契約期間は2年間とし、特段の意思表示がない場合は、同一条件でさらに2年間更新するものとする。なお、行政財産の使用を許可されない場合にはこの限りではない。

(2) 手数料

手数料は、毎月の売上高（税抜き）に、入札により決定した手数料率を乗じた金額に消費税額（10%）を加えた額とする。

ただし、1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

(3) 設置及び運営に係る費用

- ア 自動販売機の設置、移転及び撤去等に要する費用は、設置事業者が負担すること。
- イ 電気配線等については現状のものを使用し、それを変更する場合は、施設職員と協議のうえ、設置事業者が負担すること。
- ウ 電気料は設置事業者が負担すること。なお、料金については、自動販売機の定額消費電力に基づき年間消費電力を算出した額を基準とし、双方協議のうえ決定すること。
ただし、設置業者が電力会社と直接契約し、その料金を負担する場合については、本項の定めを適用しない。

3 売上報告

- (1) 自動販売機ごとに、毎月の販売数量、販売額及び販売手数料額、電気料額が明記された明細書（販売品目及び販売価格の種類別の明細書）を作成し、手数料の振込日の1週間前までに報告すること。
- (2) 每月の手数料を、公益財団法人取手市文化事業団の指定口座に翌月の末日までに振り込むこと。（振込み手数料は設置事業者の負担とする。）

4 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- (1) 商品補充、金銭管理（つり銭の補充を含む。）などの自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 販売する品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収ボックスを必要数設置し、使用済み容器等は設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。

なお、回収ボックスはデザインを考慮したものとし、設置場所、使用済み容器等の回収については、施設職員と協議すること。

- (3) 自動販売機の照明等の点灯時間は、各施設で指定した時間帯に設定すること。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認するとともに、清掃を行うこと。
- (5) 自動販売機の故障や問い合わせについては連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
また、故障の際には、速やかに専門の修理サービスマンにより即時対応すること。
- (6) 盗難等により商品及び設置機器が汚損又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。

5 利用上の制限

- (1) 自動販売機を設置する権利を、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 商品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、施設職員の指示に従うこと。
- (3) 商品の具体的な構成については落札決定後、事前に施設職員と協議を行うこと。
※同一設置場所内に同一品目の自動販売機が2台以上ある場合で、他の自動販売機の取扱いメーカーの商品と重複することが生じるときは、施設職員と設置事業者の間で調整する場合がある。
- (4) 商品の販売価格は、メーカー希望小売価格を参考にするとともに、建物内の自動販売機の販売価格との均衡をはかり、かつ安価な価格で販売すること。

6 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。
なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を公益財団法人取手市文化事業団に請求することはできない。

7 設置施設要件

- (1) 物件番号 「1-①②」、「2」、「3-①②」、「4」
 - ア 設置場所 取手市民会館、取手福祉会館、専用駐車場
 - イ 利用可能時間 9:00～21:00
 - ウ 利用可能日 年末年始、臨時休館日を除く毎日

※市民会館はホール利用時間内のみ
- (2) 物件番号 「5」、「6」、「7」、「8」、「9」
 - ア 設置場所 戸頭公民館、藤代公民館、小文間公民館、山王公民館、六郷公民館
 - イ 利用可能時間 9:00～21:00
 - ウ 利用可能日 月末、祝日、年末年始を除く毎日
- (3) 物件番号 「10」、「11」、「12」、「13-①②」、「14-①②」
 - ア 設置場所 FUYYOUアリーナ藤代
 - イ 利用可能時間 9:00～21:00
 - ウ 利用可能日 月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始を除く毎日
- (4) 物件番号 「15」
 - ア 設置場所 藤代武道場
 - イ 利用可能時間 24時間
 - ウ 利用可能日 月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始を除く毎日